

2014年4月2日

報道機関各位

調査レポート

2014年夏のボーナス見通し

2013年冬のボーナスの一人当たり平均支給額は366,865円(前年比+0.3%)と5年ぶりに増加に転じたものの、伸び率は小幅にとどまった。産業別にみると「複合サービス業」や「建設業」、「金融・保険業」などで大きく増加している一方、「電気・ガス業」や「生活関連サービス業」などでは減少が続くなど、業種によってバラつきがみられる。こうした中、支給事業所割合と支給労働者割合はともに上昇しており、ボーナスの支給は徐々に多くの企業に広がっている。

2014年夏のボーナスの一人当たり平均支給額は363,300円(前年比+1.1%)と2年連続で増加し、伸び率も前年と比べて拡大すると予測する。産業別では、業績が好調な大企業のウエイトが高い製造業で増加幅が大きくなる一方、非製造業ではほぼ横ばいにとどまるとみられる。

ボーナスの支給がさらに広がることで支給労働者割合は上昇し、雇用者数の増加もあって支給労働者数は3,824万人(前年比+1.5%)に増えるとみられる。一人当たり平均支給額と支給労働者数がともに増加するため、支給総額は13.9兆円(前年比+2.6%)と比較的大きく増加するだろう。

2014年夏のボーナス見通し

	一人当たり平均支給額		支給労働者数		支給総額	
	(円)	前年比(%)	(万人)	前年比(%)	(兆円)	前年比(%)
民間企業	363,300	1.1	3,824	1.5	13.9	2.6
製造業	489,900	3.7	694	1.2	3.4	4.9
非製造業	335,200	0.3	3,130	1.6	10.5	1.9
国家公務員	578,400	10.6				

(注) 一人当たり平均支給額は百円未満四捨五入

民間企業はパートタイム労働者を含む、調査産業計、事業所規模5人以上

支給労働者数は賞与を支給した事業所の全常用労働者(賞与の支給を受けていない労働者も含む)

支給総額は一人当たり平均支給額×支給労働者数

国家公務員は管理職および非常勤を除く一般行政職

(出所)厚生労働省「毎月勤労統計」、総務省、人事院資料

三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社

調査部 研究員 尾畠 未輝

〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2

TEL:03-6733-1070

1. 2013年冬のボーナス ~ 5年ぶりに増加に転じるも、伸び率は小幅

4月1日に発表された厚生労働省「毎月勤労統計」によると、2013年冬のボーナス（調査産業計・事業所規模5人以上）の一人当たり平均支給額は366,865円（前年比+0.3%）だった（図表1）。冬のボーナスとしては5年ぶりに増加に転じたものの伸び率は小幅であり、水準はリーマン・ショック後に大きく切り下がったままである。一人当たり平均支給額を基本給（所定内給与、12月分）で割った支給月数（当社試算）も、1.52ヵ月（前年比+0.01ヵ月）とほぼ横ばいにとどまった。先だって発表された日本経済団体連合会（経団連）の調査¹では、冬のボーナスの総平均受結額は前年比+3.47%と比較的大きく増加していた。しかし、本調査の対象は大企業に限定されており、受結額は806,007円（加重平均）と中小企業まで含めた厚労省の調査と比べて水準が高く、結果には大きな差がみられた。

産業別に一人当たり平均支給額をみると、好調な個人消費を受けた「複合サービス事業」（前年比+10.1%）で伸びが目立つほか、公共工事が増加している「建設業」（同+8.7%）や住宅市場が活況な「不動産・物品賃貸業」（同+6.8%）も昨夏に続き大きく増加している。また、金融取引の活発化によって「金融・保険業」（前年比+8.2%）などでも前年の水準を上回っている。昨夏のボーナスはほぼ横ばいにとどまった「製造業」でも前年比+2.5%と、大企業がけん引役となり増加幅は拡大した。しかし、東日本大震災以降、経営環境の厳しさが続く「電気・ガス業」（前年比-13.7%）では大幅な減少が続いている上、消費者の低価格志向が根強い中で「生活関連サービス業」（同-7.0%）など低迷したままの業種もあり、支給金額や支給状況にはバラつきがみられる。

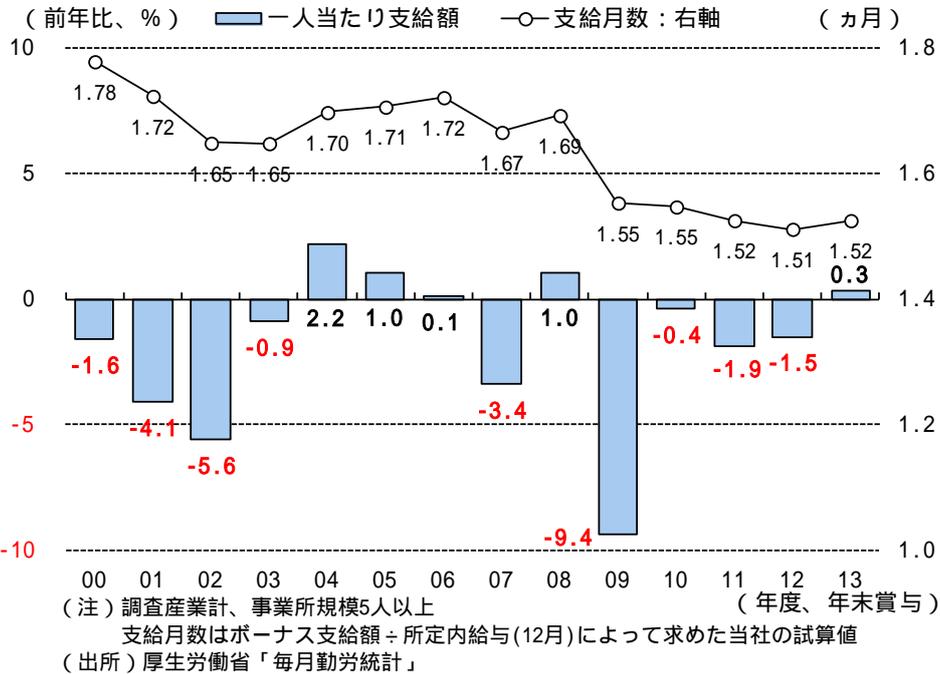
規模別に一人当たり平均支給額をみると、事業所規模500~999人では微減となったものの、その他の規模ではすべて増加しており、改善が遅れていた中小企業にも徐々にボーナスの回復が広がっている（図表2）。実際、支給事業所数割合²は72.2%と、前年と比べて+1.1%ポイント上昇しており、雇用環境が回復していることもあって支給労働者割合³も84.5%（前年差+0.5%ポイント）と高まった。ただし、支給額の水準が低い中小企業で少ないながらもボーナスが支払われるようになると、全体でみた一人当たり平均支給額は押し下げられることになる。

¹ 原則として東証一部上場、従業員500人以上、主要21業種大手240社を調査対象としたうちの159社の結果

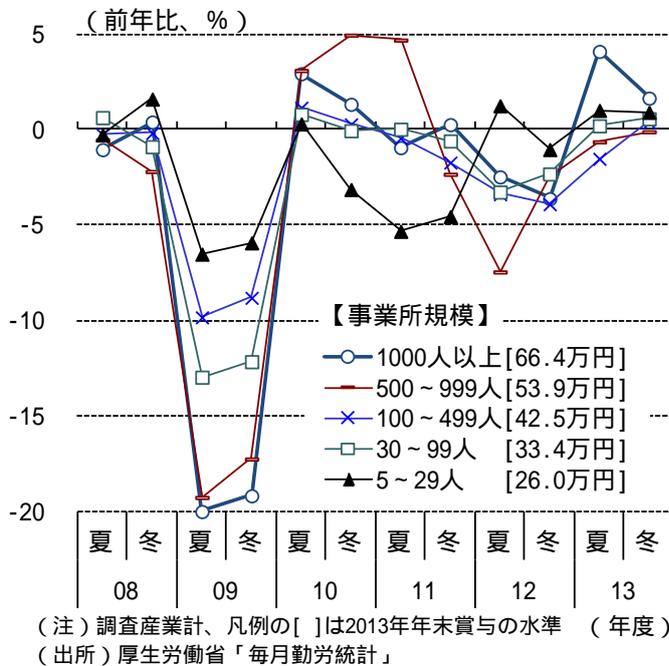
² 事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合

³ 常用労働者総数に対する賞与を支給した事業所の全常用労働者数（賞与の支給を受けていない労働者も含む）の割合

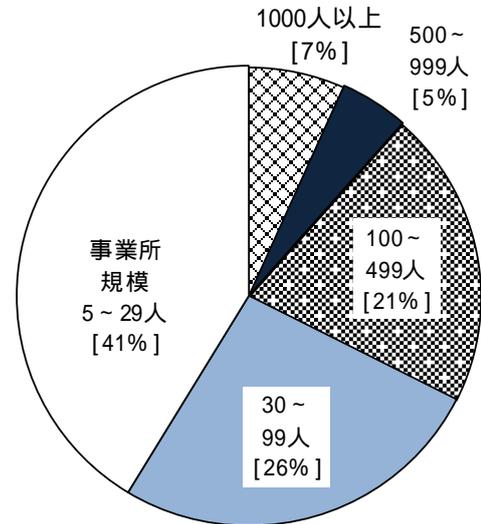
図表1. 冬のボーナス実績：平均支給額（前年比）と支給月数



図表2. 冬のボーナス実績：平均支給額（前年比）【規模別】



【参考】常用労働者数（2013年12月時点）



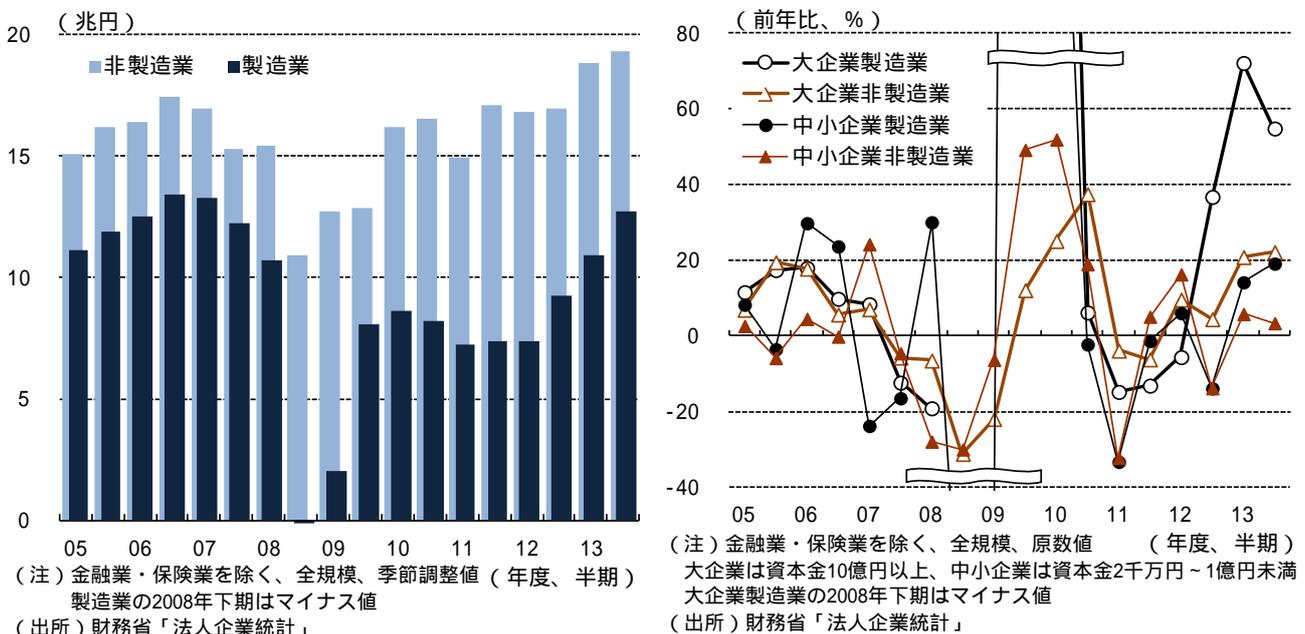
2. 2014年夏のボーナスを取り巻く環境 ～企業業績と雇用情勢の改善が続く

夏のボーナスの原資となる2013年度下期の経常利益は大企業を中心に大きく増加した（図表3、4）。財務省「法人企業統計」によると、輸出企業のウエイトが高い大企業（資本金10億円以上）製造業では、円安の進行により採算が改善し、2013年10～12月期の経常利益は前年比+54.9%と大幅に増加した。また、大企業（同）非製造業でも、消費者マインドの改善や消費税率引き上げ前の駆け込み需要によって売上高が堅調に増加し、同期の経常利益は前年比+22.3%と2桁増が続いている。さらに、日本銀行「全国企業短期経済観測調査（短観）」（3月調査）でも、大企業の2013年度下期の経常利益の実績見込み額は前年比+12.6%と、前回調査（12月調査）から一段と上方修正されている。

一方、ボーナス算定のベースとなる所定内給与は持ち直しが遅れており、2013年は前年比-0.6%と減少が続いた。しかし、2014年春季労使交渉（春闘）は、業績の好調な大企業で数年ぶりにベースアップが実施されるなど明るい兆しがみられ、賃上げ率は前年と比べて拡大する見込みだ。今後は、所定内給与が下げ止まることで、ボーナスの押下げ圧力が緩和されるとみられる。

もっとも、中小企業では大企業に比べて収益の改善が遅れている上、春闘でも大企業ほどには大幅な賃上げとはならない可能性が高い。また、輸入価格の上昇によるコスト増加や消費税増税後の需要低迷に伴う価格押し下げ圧力のしわ寄せは中小企業に集中しやすく、収益が圧迫される懸念もある。しかし、失業率の低下や求人倍率の上昇など労働需給が徐々にタイト化している中、とくに非製造業を中心とした中小企業では雇用不足感が強く、賃金には上昇圧力が掛かりやすい。

図表3. 経常利益の推移



図表4. ボーナスを取り巻く環境

		2012年		2013年		2014年
		夏	冬	夏	冬	夏
		(11年度下期)	(12年度上期)	(12年度下期)	(13年度上期)	(13年10～12月期)
企業収益 (金融業、 保険業 を除く)	経常利益(前年同期比、%)	- 0.8	9.1	6.9	24.0	26.6
	製造業	- 10.1	0.6	25.0	49.5	49.9
	非製造業	3.8	13.3	- 0.8	12.8	14.4
	経常利益(季調値年率、兆円)	48.9	48.5	52.4	59.5	64.1
	製造業	14.7	14.7	18.5	21.8	25.5
	非製造業	34.2	33.7	34.0	37.7	38.6
	売上高経常利益率(%) (季調値)	3.61	3.77	4.14	4.62	4.89
	製造業	3.57	3.77	4.84	5.66	6.42
	非製造業	3.63	3.77	3.83	4.17	4.23
		(11年度下期)	(12年度上期)	(12年度下期)	(13年度上期)	(13年度下期)
雇用	雇用者数(前年同期比、%)	- 0.2	0.1	0.3	0.9	1.0
	完全失業率(%)	4.5	4.4	4.2	4.0	3.8
	有効求人倍率(倍)	0.73	0.81	0.84	0.93	1.02
賃金	現金給与総額(前年同期比、%)	- 0.0	- 0.6	- 0.9	- 0.1	0.2
	所定内給与(前年同期比、%)	- 0.3	- 0.3	- 0.5	- 0.6	- 0.5
物価	消費者物価指数(前年同期比、%)	0.0	- 0.1	- 0.4	0.4	1.4
	除く生鮮食品	0.0	- 0.2	- 0.2	0.4	1.2
		(12年6月) 実績	(13年12月) 実績	(12年6月) 実績	(13年12月) 実績	(13年3月) 6月見通し
日銀短観 業況判断D I	全規模・全産業	- 4	- 9	- 2	8	1
	製造業	- 8	- 15	- 6	6	1
	非製造業	- 3	- 6	1	9	1

(注) 売上高経常利益率は計算値。

雇用、賃金、物価の2014年夏(2013年度下期)は2013年10月～2014年2月の平均。

日銀短観業況判断DIは「良い」-「悪い」、%ポイント。

(出所) 財務省「法人企業統計」、総務省「労働力調査」、「消費者物価指数月報」、厚生労働省「一般職業紹介状況」、日本銀行「企業短期経済観測調査」

3 . 2014 年夏のボーナス見通し

(1) 民間企業 ~ 2 年連続で増加し、伸び率は拡大する見込み

民間企業（パートタイム労働者を含む）の 2014 年夏のボーナス（調査産業計・事業所規模 5 人以上）の一人当たり平均支給額は 363,300 円（前年比 +1.1%）と、夏のボーナスとしては 2 年連続で増加すると予測する（図表 5）。伸び率も前年と比べて拡大し、戦後最長の景気回復期であった 2000 年代半ば頃と同程度の増加幅になる見込みだ。

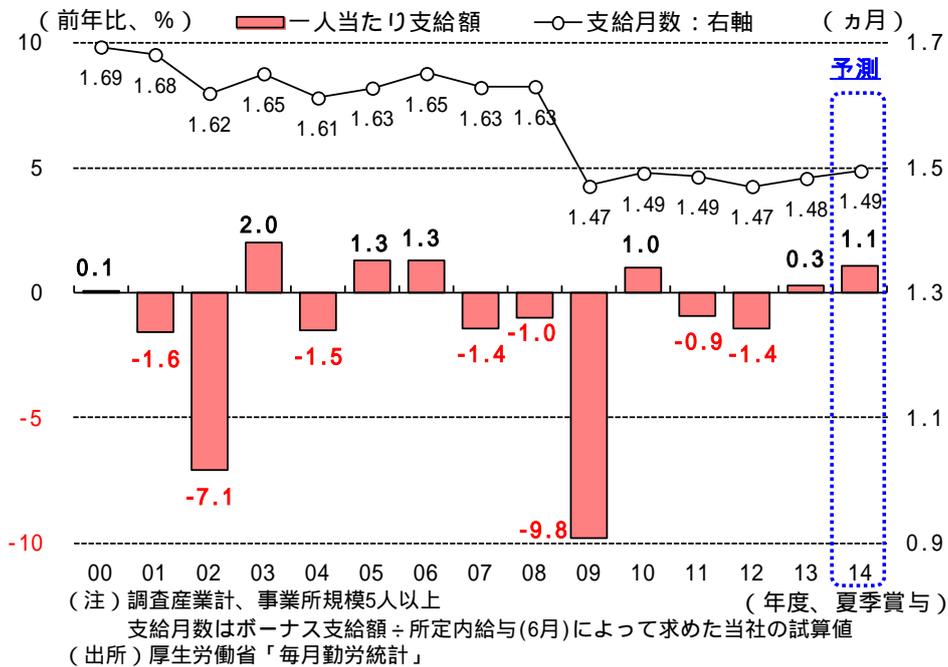
今年の春闘では、業績が好調な大企業を中心にボーナスについて組合の要求に対する満額回答が相次いだ。このため、経団連や各種マスコミなど、大企業を対象にした調査結果では伸び率が大きく出る可能性が高い。一方、中小企業を取り巻く収益環境は依然として厳しく、中にはボーナスが引き続き減少するところもあるだろう。さらに、4 月 1 日には 17 年ぶりに消費税率が引き上げられ、個人消費を中心に一旦は景気が落ち込むことが避けられない。中小企業では支給直前に金額を決定する場合も多く、景気の低迷が長引くと、企業の景況感の悪化を受けてボーナスがより増えにくくなる懸念があり、全体でみた伸びを抑制することになりかねない。

産業別では、製造業は 489,900 円（前年比 +3.7%）、非製造業（調査産業計から製造業を除いて計算）は 335,200 円（同 +0.3%）と、ともに増加するとみられる（図表 6）。業績が好調な大企業のウエイトが高い製造業では増加幅が大きくなる一方、非製造業ではほぼ横ばいにとどまる見込みだ。

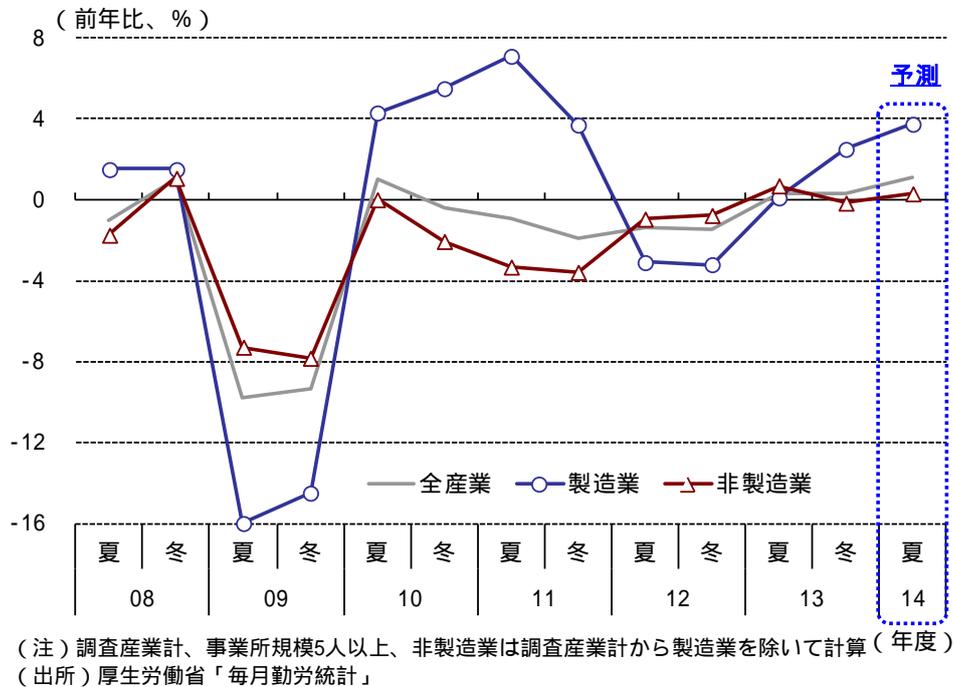
リーマン・ショックによって急激に悪化したボーナスの支給状況は、徐々に改善の動きが広がっており、支給労働者割合は 81.8%（前年差 +0.4%ポイント）と上昇が続くとみられる（図表 7）。さらに、景気の持ち直しを背景に雇用者数が増えていることもあって、支給労働者数も増加が続くと見込まれる。ただし、本調査から算出される支給労働者数は、常用労働者総数に対する賞与を支給した事業所の全常用労働者数であり、当該事業所で賞与の支給を受けていない労働者も含まれている。このため、近年ではボーナスの支給が無い非正規雇用の拡大が進んでいることもあって、実際の支給労働者数より過大評価されている可能性が高い。

一人当たり平均支給額と支給労働者数がともに増加すると見込まれることから、ボーナス支給総額（＝一人当たり平均支給額×支給労働者数）は 13.9 兆円（前年比 +2.6%）と比較的大きく増える見込みだ（図表 8）。

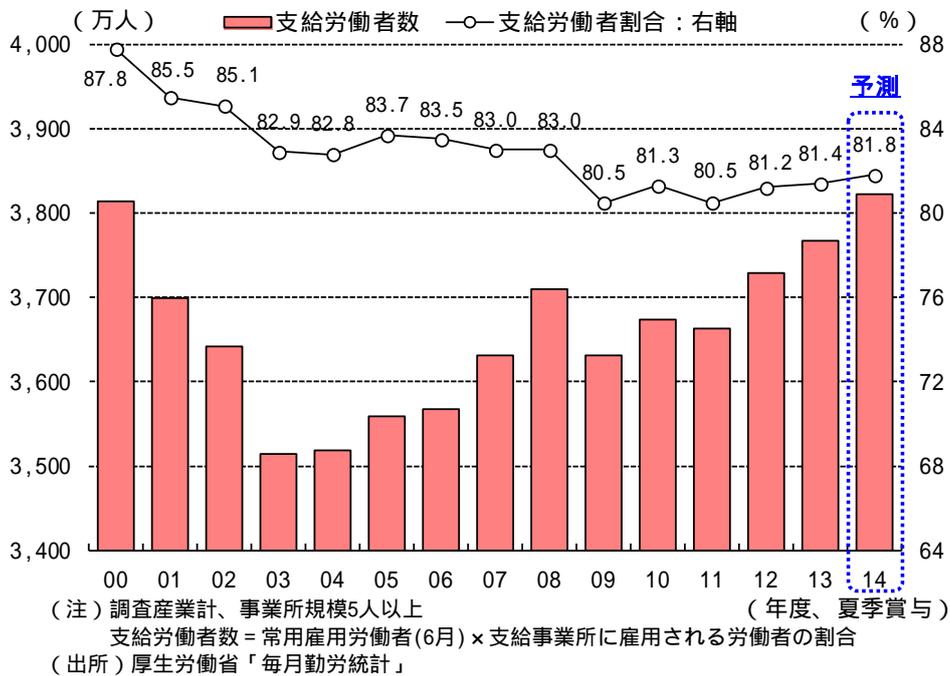
図表 5. 夏のボーナス予測：平均支給額（前年比）と支給月数



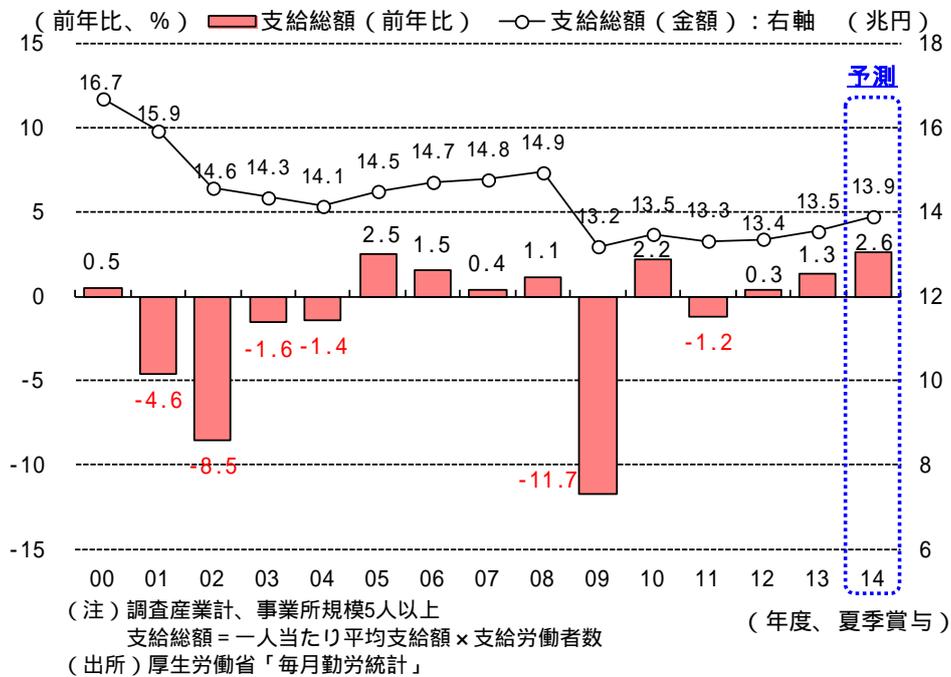
図表 6. 夏のボーナス予測：平均支給額（前年比）【産業別】



図表7. 夏のボーナス予測：支給労働者数と支給労働者割合



図表8. 夏のボーナス予測：支給総額（前年比、金額）



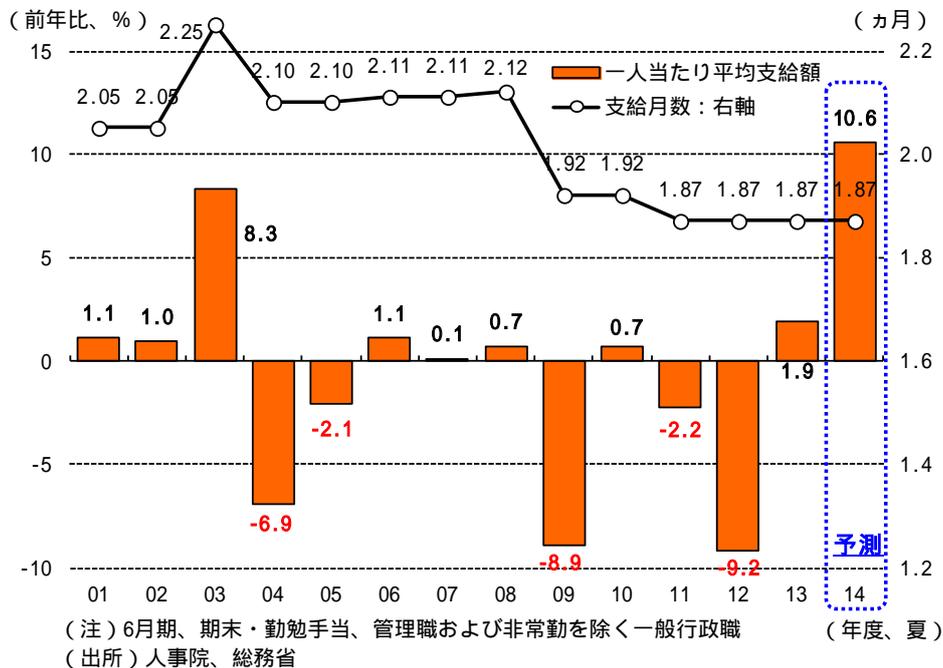
(2) 公務員 ~ 特例法による削減措置が終了し、大幅増となる見込み

総務省の発表によると、国家公務員（管理職および非常勤を除く一般行政職）の2013年冬のボーナス（期末・勤勉手当）は571,800円と、平均年齢の上昇によってボーナス算定のベースとなる平均給与額が上昇したことで前年比+1.1%と増加した。

2013年の人事院勧告では、国家公務員の基本給およびボーナスの支給月数はともに据え置かれている。しかし、2012年4月以降、震災の復興財源の確保を目的として成立した「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」によって、給与が平均7.8%、ボーナスは一律9.77%削減されていたが、規定通り2014年3月末をもって本措置が終了した。このため、2014年夏のボーナスは578,400円と、特例法により減少していた水準からの反動に加え、職員の平均年齢が引き続き上昇することもあるため、前年比+10.6%と大幅に増加する見込みである（図表9）。

なお、政府は地方公務員についても、国家公務員と同様の給与やボーナスの削減を地方公共団体に要請していたが、特例法の終了に伴って2014年度に減額要請を新たに行うことは予定されていない。

図表9. 夏のボーナス予測（国家公務員）：平均支給額（前年比）と支給月数



- ご利用に際して -

- 1 本資料は、信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- 1 また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。
- 1 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 1 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 1 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡下さい。